

<メール施行>

宮城高文連 第15号
令和3年4月30日

宮城県高等学校文化連盟
加盟学校長 殿

宮城県高等学校文化連盟
会長代行 石澤 浩二
(副会長 宮城県仙台東高等学校長)
(公 印 省 略)

文化部活動の大会・発表会の開催について

日頃より本連盟にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策につきましては、宮城県教育委員会より令和3年4月5日付け保体第5号通知『「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」に伴う対応について』での基本的な対応指針及び令和3年4月14日付け保体号外『「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について』、その後の本県のまん延防止等重点措置の延長（5月11日まで）に伴う令和3年4月23日付け保体号外通知『「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について』等の発出があり、各学校とも教育活動の実施における対応には大変に苦慮されていることと存じます。

今後、宮城県高等学校総合文化祭を始め、各専門部等の大会や発表会など対外的な活動が本格化する時期にあたり、大会・発表会の開催の可否については、より慎重な検討が必要になると考えております。

つきましては、高文連事務局として、高体連の対応と足並みをそろえ、基本的な方針を下記のとおりいたします。これらの基本方針をもとに、各専門部等の活動の特性を踏まえ、感染対策を十分講じた上で、開催の可否並びに実施方法について、各専門部等において慎重にご検討いただくようお願いいたします。

記

1 まん延防止等重点措置、緊急事態宣言が5月11日以降さらに延長された場合

各専門部ごとに全国大会に通じる予選となる大会・発表会以外の複数校の生徒が参加する事業については、引き続き自粛すること。

2 まん延防止等重点措置、緊急事態宣言が解除された場合

支部総文祭等、上位大会への予選を兼ねない大会・発表会・研修会等の開催や、複数校の生徒が参加する事業の実施を可能とするが、感染防止対策の徹底とともに、開催の可否を含め慎重に検討すること。

3 その他

感染対策を講じてもおな実施が困難と判断された場合には、オンラインによる開催や録音、録画等の活用も検討し、可能な範囲で生徒の部活動の成果発表の機会が設けられるよう、各部・専門部で開催方法の工夫検討をお願いいたします。

[お問い合わせ先]

宮城県高等学校文化連盟理事長 目黒 恵子
事務局長 高山潤二
〒983-0021 仙台市宮城野区田子 2-36-1
宮城県宮城野高等学校内
Tel 022-388-8701 Fax 022-254-7212
E-mail miyagikobunren@od.myswan.ed.jp